

【Web資料Ⅲ－⑧ 1か月単位の変形労働時間制】

	規則・協定	期間	労働日・労働	制限	届出様式
		総労働時間	時間の特定		
就業規則方式	就業規則（10人未満は就業規則に準ずる文書でも可）	1箇月以内	事前の特定が必要。	対象事業、労働時間変形の上限、連続労働日の制限はない。	なし（常時10人以上の労働者を使用する事業場では就業規則の届出が必要）。
		上記期間を平均して1週間の労働時間を法定労働時間（40時間）以内とする。			
労使協定方式	労使協定	同上	同上	同上	様式第3号の2で提出（常時10人以上の労働者を使用する事業場では就業規則の届出も必要）。

1か月の暦日数	各変形労働時間に対応する所定労働時間の総枠	
	法定労働時間が40時間の場合	法定労働時間が44時間の場合
31日の場合	177.1時間	194.8時間
30日の場合	171.4時間	188.5時間
29日の場合	165.7時間	182.2時間
28日の場合	160.0時間	176.0時間

資料出所：厚生労働省

注：各変形労働時間に対する所定労働時間の総枠の計算は、以下のとおりである。

40時間（特例措置対象事業場は44時間）×変形労働時間の暦日数